

# 「太陽光発電設備等共同購入事業」実施者選定に係る募集要項

## 1 事業の目的

京都府（以下「府」という。）及び京都市（以下「市」という。）では、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及拡大に取り組んでいます。

今回募集する「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）は、太陽光発電設備等の購入を希望する府民（以下「購入希望者」という。）を募り、購入しやすい機会を提供することで、太陽光発電設備の導入を促進し、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的としています。

本要項は、府及び市が共同で本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

## 2 募集概要

### (1) 募集スケジュール

応募書類受付期間	令和8年3月11日（水）～4月1日（水）
質問受付期間	令和8年3月11日（水）～3月18日（水）
事業者の審査	令和8年4月3日（金）～4月8日（水）
事業者の決定	令和8年4月上旬
本事業に関する協定書締結	令和8年4月中旬

### (2) 事業の内容

「7 選定方法」の(3)選定手続により提案した事業が採択され、本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）は、府及び市と協定を締結したうえで、本事業の実施に当たり、別添「太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり業務を実施するものとします。

### (3) 事業の経費等

本事業に要する経費は、全て事業実施者が負担するものとし、府及び市は負担しないものとします。

事業実施者の収益は、購入希望者と施工事業者との契約件数に応じた手数料とします。なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入希望者から直接金銭を受領することは認めません。

### (4) 協定の締結

府及び市と事業実施者は、本事業を円滑かつ効率的に実施するために、役割分担、実施の条件、有効期間等を規定する協定を締結します。

### (5) 協定内容及び有効期間

協定の内容は、別添「「太陽光発電設備等共同購入事業」に関する協定書案」のとおりとします。また、協定の有効期間は、協定締結日から令和9年6月30日までとします。ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了日の属する年の2月末日までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、継続は最長で令和10年6月30日までとします。

## 3 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成さ

れる共同事業体とします。なお、共同事業体で応募される場合は、すべての構成員が次に掲げる要件を全て満たすものとし、共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として応募することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者でないこと。
- (3) 次に掲げるものの滞納をしている者でないこと。
  - ア 消費税又は地方消費税
  - イ 京都府税
  - ウ 市の市民税及び固定資産税
  - エ 市の水道料金及び下水道料金
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、府及び市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 応募手続等

##### (1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからエまでの書類について、A4判のファイルに綴じたうえで、正本1部(両面印刷)、副本9部(両面印刷)及び電子媒体1部(正本に添付)を(3)の提出場所に提出してください。

また、添付書類として、次のオからサまでの書類を各1部提出してください。

ただし、オ及びケについては、法人に限ります。

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社概要報告書(A4用紙、様式は自由)  
会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等
- ウ 業務実績報告書(A4用紙、様式は自由)

「8 選定評価基準」表中(1)に掲げる業務実績を記入してください。

業務名、事業者名、履行期間、業務概要、特記事項等

エ 企画提案書（様式2～9、図や写真等の挿入可。）

「5 企画提案書の作成」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載してください。

オ 登記簿謄本（写し可） ※発行後3箇月以内のもの

カ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可） ※発行後3箇月以内のもの

キ 府税滞納有無確認同意書

ク 京都市税の納税証明書（写し可）（ただし、京都市への納税義務がある場合に限る。）  
※発行後3箇月以内のもの

ケ 定款又はこれに類する規約（写し）

コ 過去2事業年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）

※事業開始から2年を経過していない場合は直近の事業年度のもの

サ ウの業務実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書（写し）

(2) 提出方法

応募書類は、(3)の提出場所への持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

(4) 受付期間

令和8年3月11日（水）から4月1日（水）午後5時まで

※ 持参による提出の場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとします。

※ 郵送による提出の場合は、受付期間中に必着とするようにしてください。

## 5 企画提案書の作成

本事業への応募者は、次に掲げる項目について、仕様書及び「8 選定評価基準」を参考に企画提案書を作成してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

- (1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任
- (2) 事業スケジュール
- (3) 広告宣伝、購入希望者の募集
- (4) Webサイトの構築及び運用
- (5) 施工事業者の選定
- (6) 太陽光発電及び蓄電池システムの施工及び検査
- (7) 問合せ対応
- (8) リスク対応

## 6 質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、次のとおり電子メールで提出してください。

- (1) 受付期間

令和8年3月11日（水）から3月18日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

件名は、「太陽光発電設備等共同購入事業質疑（会社名記載）」とし、質問内容は、添付ファイル（A4用紙、様式は自由）により送信してください。

また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(3) 提出場所

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

電子メール：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

電話番号：075-414-4298

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月25日（水）までに京都府 Web サイトに掲載し、個別の回答は行いません。

○京都府 Web サイト (<https://www.pref.kyoto.jp/energy/news/pv-kyodo.html>)

## 7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業実施者を選定するため、本事業に係る事業実施者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではありません。

(2) 選定期間

令和8年4月3日（金）～4月8日（水）

(3) 選定手続

選定委員会は、「8 選定評価基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、採点結果が一定点数以上（選定委員会委員による評価点の合計が200点以上）かつ最も高い事業者を事業実施者として決定します。

審査にあたっては、応募書類等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。開催日時及び開催場所等の詳細については、別途通知します。

なお、応募者が多数の場合は、応募書類等について書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する場合があります。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面をもって通知します。

また、応募書類等を提出した応募者数及び決定した事業実施者を京都府 Web サイトで公表します。

## 8 選定評価基準

評価項目		評価内容	配点
(1) 事業主体	財務状況	健全な財務状況にあるか。	10
	業務実績	事業を遂行するための経験があるか。	5
(2) 事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制が取られているか。（体制構築、統括責任者）	10
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また、本事業の実施期間を通じて、実効性のある現実的な内容であるか。	10

(3) 企画 提案	広告宣伝、購入希望者の募集	購入希望者の属性を捉え、効果的、効率的な手法が取られているか。また、申込みを促す魅力的な内容であるか。	10
		申込後に実際の設置に繋げる工夫がされているか。	10
	Web サイトの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWeb サイトであるか。また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策が取られているか。	5
	施工事業者の選定	施工事業者の財務状況、販売体制等を考慮して、信頼性が高く、太陽光発電設備等を安全かつ確実に施工できる事業者の選定方法が取られているか。	10
	太陽光発電及び蓄電池システムの施工及び検査	太陽光発電設備及び蓄電池の施工及び検査に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法が取られているか。	10
	問合せ対応	専門的な知見から業務マニュアル等を作成し、問合せ、苦情に対応できる体制及び運用方法が取られているか。	10
	リスク対応	施工事業者との契約手続に関するトラブル等、想定されるリスクへの対応策が取られているか。	10
合計			100

## 9 その他

全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

## 10 問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課  
電話番号：075-414-4298  
電子メール：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp